

建築物エネルギー消費性能適合性判定

◆以下の料金区分1～3の表は非住宅用途の建築物またはその部分に適用します。

■料金区分1

用途区分[1]用途の建築物及び用途区分[1]用途を含む複合用途建築物（※1）

[単位：円（消費税込）]

判定する建築物の延べ面積 A（単位 m ² /棟）	判定料金	
	モデル建物法 （小規模版モデル建物法を含む）	標準入力法
A < 300	121,000	198,000
300 ≦ A < 1,000	145,200	237,600
1,000 ≦ A < 2,000	184,800	316,800
2,000 ≦ A < 3,000	211,200	376,200
3,000 ≦ A < 4,000	237,600	422,400
4,000 ≦ A < 5,000	264,000	462,000
5,000 ≦ A < 10,000	316,800	594,000
10,000 ≦ A < 20,000	356,400	673,200
20,000 ≦ A < 30,000	396,000	778,800
30,000 ≦ A < 50,000	462,000	871,200
50,000 ≦ A	見積り	見積り
対象建築物に計算対象となる室 または設備が無い場合	55,000	

■料金区分2

用途区分[2]用途の建築物及び用途区分[2]用途を含む複合用途建築物（※1）

[単位：円（消費税込）]

判定する建築物の延べ面積 A（単位 m ² /棟）	判定料金	
	モデル建物法 （小規模版モデル建物法を含む）	標準入力法
A < 300	84,700	126,500
300 ≦ A < 1,000	105,600	158,400
1,000 ≦ A < 2,000	125,400	198,000
2,000 ≦ A < 3,000	132,000	237,600
3,000 ≦ A < 4,000	158,400	290,400
4,000 ≦ A < 5,000	198,000	356,400
5,000 ≦ A < 10,000	237,600	435,600

10,000 ≦ A < 20,000	277,200	501,600
20,000 ≦ A < 30,000	303,600	567,600
30,000 ≦ A < 50,000	343,200	620,400
50,000 ≦ A	見積り	見積り
対象建築物に計算対象となる室 または設備が無い場合	55,000	

■料金区分3

用途区分[3]用途の建築物（複合用途の場合は※1）

[単位：円（消費税込）]

判定する建築物の延べ面積 A（単位 m ² /棟）	判定料金	
	モデル建物法 （小規模版モデル建物法を含む）	標準入力法
A < 300	55,000	121,000
300 ≦ A < 1,000	72,600	145,200
1,000 ≦ A < 2,000	99,000	171,600
2,000 ≦ A < 3,000	105,600	198,000
3,000 ≦ A < 4,000	125,400	224,400
4,000 ≦ A < 5,000	132,000	264,000
5,000 ≦ A < 10,000	158,400	316,800
10,000 ≦ A < 20,000	184,800	356,400
20,000 ≦ A < 30,000	211,200	396,000
30,000 ≦ A < 50,000	250,800	462,000
50,000 ≦ A	見積り	見積り
対象建築物に計算対象となる室 または設備が無い場合	55,000	

- ※1 複合用途建築物（非住宅用途の複合に限る）の適合判定料金は、存する用途区分1、2の順に優先して料金適用する。
- ※2 計画変更申請（SBCが適合判定したものに限り）は、適合判定料金の60%で算定する。但し、計算方法をモデル建物法から標準入力法に変更した場合は標準入力法による適合判定料金とする。
- ※3 他機関判定の計画変更申請は、本規定による適合判定料金の2倍とする。
- ※4 「軽微変更該当証明書（ルートC）」（SBCが適合判定したものに限り）の料金は適合判定料金の60%とする。但し、他機関判定の「軽微変更該当証明書」は本規定による適合判定料金を適用する。
- ※5 適合判定通知書の再交付（通知書の毀損・焼失など止むを得ない場合に限り）は11,000円とする。
- ※6 本規定に示す以外の計算方法が認められた場合は、申請前（事前を含む）に別途協議して料金を決定する。

◆以下の料金区分4～5の表は住宅用途の建築物またはその部分に適用します。

■料金区分4

【用途】一戸建ての住宅（用途区分コード 08010、08060）

（注：兼用・併用の場合、非住宅用途部分毎にモデル建物法等を適用して申請、加算が必要 ※7参照）

[単位：円（消費税込）]

判定する建築物の 延べ面積 A（単位 m ² /棟）	判定料金		
	SBC 確認の場合		他機関または建築主事 の確認の場合
	省エネ適判単独申請	付帯申請（*）を 同時申請された場合	
A < 300 m ² 未満	39,600	13,200	55,000
A ≥ 300 m ² 以上	72,600		88,000

*「付帯申請」とは、設計評価、長期使用構造材、BELS、低炭素、フラット35S（省エネ）のいずれかを省エネ適判と「同時申請（同一日に限る）」された場合に限りします。

※7 住宅と非住宅の複合用途建築物の適合判定料金は以下により算定する。

・住宅部分（料金区分4または5）料金 ＋ 非住宅部分（料金区分1～3）料金の合計額

■料金区分5

【用途】長屋・共同住宅・寄宿舎・下宿（用途区分コード 08020、08030、08040、08050）

（注：兼用・併用の場合、非住宅用途部分毎にモデル建物法等を適用して申請、加算が必要 ※7参照）

[単位：円（消費税込）]

住戸または住室の数 (N)	評価対象部分の別	判定料金		
		SBC 確認の場合（*同時 申請の棟全体料金は1/2）	他機関または建築主事 の確認の場合	
2戸	棟全体（共用部分を除く）	71,500円	左記金額×1.5	
	共用部分の審査	39,600円		
3戸～9戸	棟全体（共用部分を除く）	71,500円+5,500円×N		
	共用部分の審査	59,400円		
10戸～19戸	棟全体（共用部分を除く）	88,000円+5,500円×N		
	共用部分の審査	89,100円		
20戸～29戸	棟全体（共用部分を除く）	132,000円+5,500円 ×N		
	共用部分の審査	99,000円		
30戸以上の場合	見積り	見積り		見積り

※8、共用部分を含めた棟全体の適合通知書をご希望の場合は、住戸等料金と共用部分料金の合計とします。

（非住宅部分がある場合は当該料金も加算）

■用途区分（表）

区分[]	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある用途（建築物用途）
[1]	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08260	病院
	08370	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、演芸場、映画館
	08540	観覧場
	08550	公会堂、集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
[2]	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08180	保育所その他これに類するもの

[2]	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08390	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの
	08410	自動車教習所
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
	08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
	08452	食堂又は喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570	料理店
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製	

[2]		造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
[3]	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	[4]	08010
08060		住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (注記：兼用する非住宅部分は[1]～[3]適用)
[5]	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
要相談	08990	その他